

中世吉田地域の景観復原

吉江 崇

1 はじめに

10世紀中葉以降、律令都城制の最終形態である平安京は、空間的にも社会的にも加速度的に解体へとむかい、いわゆる中世都市京都へ移行することとなる。院政期の権力が、京外の白河・鳥羽に宗教的・政治的な空間を創出して市街地を拡大したことや、室町期に入ると洛中と洛外の区分が不明確になったという指摘に示されるごとく⁽¹⁾、中世京都の都市構造が周辺地域と不可分だったことは、あらためていうまでもなからう。中世都市京都における隣接地域の位置づけは、前後の時代に比しても重要だったとみることができ、京都の周縁が最も華やかで活気のある空間だったのは中世であるといっても過言ではない。本稿では、そうした周辺地域の一事例として鴨東吉田地域を取り上げ、中世都市京都の景観的特質とその展開を把握するための手がかりをえようとするものである。

本稿が念頭におく吉田地域の範囲とは、吉田社の領域的支配を基軸とする近世の吉田村、およびそれを継承した現在の吉田を冠する字名一帯である。しかし、中世という時代においては、この範囲が明確ではないことにも注意をせねばなるまい。すなわち、「数千軍兵相禦之間、東山・川原・賀茂・吉田之辺下人之田畠、為兵士等被滅亡了」との記載から⁽²⁾、吉田が東山や賀茂などとは異なる地域を指すと捉えうるのであるが、勤修寺流吉田家の浄蓮花院が吉田新堂とされながら実際は下鴨社領であったことから⁽³⁾、賀茂と吉田との区別は思ったほどには判然としない。国郡郷制に照らしてもこうした不明瞭な様相の一端を看取できる。大嘗会御禊行幸の点地において、点定された鴨川の地名を問われた「諳風土者」は「愛宕郡錦織郷吉田村」と答え⁽⁴⁾、このことから吉田村が錦織郷に属したとみるのが一般的である⁽⁵⁾。しかし一方で、吉田祭での宣命の中には「山城国愛宕郡下栗田郷吉田村」との文言も存在し⁽⁶⁾、国郡郷制の中に単純に包摂しうるものとは考えがたい。さらに、中山観音堂が吉田寺とも称され⁽⁷⁾、13世紀中葉には北白河吉田という地域表記さえみいだせるなど⁽⁸⁾、中世史料の上では吉田とその周辺（白河・北白河・中山・賀茂など）との境界はきわめて曖昧であるといえる。中世における吉田地域は確たる領域として捉えられるものではなく、視点や立場・状況によって変化するいわば観念的空間と理解すべきなのであり、当然ながらそこには雑多な様相が内包されることとなる。近世とは異なる曖

味な境界観念こそが、中世京都の周縁地域における重要な特徴の一つであろう。

本稿は、上記のような問題意識と題材に対する認識のもと、中世吉田地域の景観を可能な限り単純化させる形で概観し、その全体像を把握することに主たる目的をおく。景観復原をおこなうに際しては、この地域に存在した建物の現地比定をするなど基礎的作業も不可欠とは考えるが、より重視したいのは、各時期の特質を示しうる象徴的な様相を抽出し、景観全体を時間軸に定置しようとする視角である。そのため、考察の対象から漏れ落ちる事柄も少なくないが、それら個々の事物の検討に関しては今後の課題としておきたい。

2 福勝院の成立

中世吉田地域の形成を描きだすには、福勝院の成立が重要と考える。福勝院は、藤原忠実の女で鳥羽院の皇后、高陽院（泰子）の御願寺であり、仁平元年（1151）に異母弟、左大臣頼長を行事上卿とし、鳥羽院の臨幸のもとで創建供養会が催された⁽⁹⁾。翌年には鳥羽院の五十算賀が忠実の主催でなされ、久寿元年（1154）には、東庭に設けられた三重塔の供養会が准御齋会としておこなわれる⁽¹⁰⁾。翌年12月に高陽院が土御門第で崩じると、遺体は忠実の指示で福勝院へ運ばれ、護摩堂の板敷の下に埋葬される⁽¹¹⁾。高陽院の本邸は京中の土御門第であり、創建から崩御までの間、修正会や逆修、彼岸御懺法に際して福勝院へ渡御するものの、日常的な居住空間としての意味合いは低いといえる。高陽院の崩後においては大規模な仏教儀礼の開催を確認しえないが、高陽院領が近衛家領荘園の基盤だったことと符合するように⁽¹²⁾、近衛家によって修造がなされるなど福勝院は近衛家の管領下にあったことが認められ、13世紀後葉でも命脈を保っていたことが判明する⁽¹³⁾。

注目したいのはその地理的な位置である。福勝院は近衛大路末の北に建立されたが、高陽院を葬る際に問題となったように、そこは「上皇御所近隣、上下往反路頭」であった⁽¹⁴⁾。高陽院の母、源師子を北白河にある源氏累代の墓所へ改葬する時には「自近衛末東行、自神楽岡辺北行、至于北白河」ったし、頼長の北政所、徳大寺幸子の葬送でも「自近衛東行、経河原尚東行、至于菩提樹院内府堂」っており⁽¹⁵⁾、近衛大路末はこの地域における主要な東西道だったと推測する。また、徳大寺実定の邸宅は「近衛末北、件〔仏〕所小路西」におかれ、実定の妹（頼長養女）で近衛天皇の皇后である多子はここに住み、以仁王は多子の邸宅で元服する⁽¹⁶⁾。以仁王とともに挙兵する源頼政の邸宅も「近衛南、河原東」に存在し⁽¹⁷⁾、近衛大路末に面して貴族の邸宅が建てられた。福勝院には三重塔が造られたが吉田地域ではこれが唯一の塔であり⁽¹⁸⁾、平安京や白河地域など遠方からでも眺望できた可能性

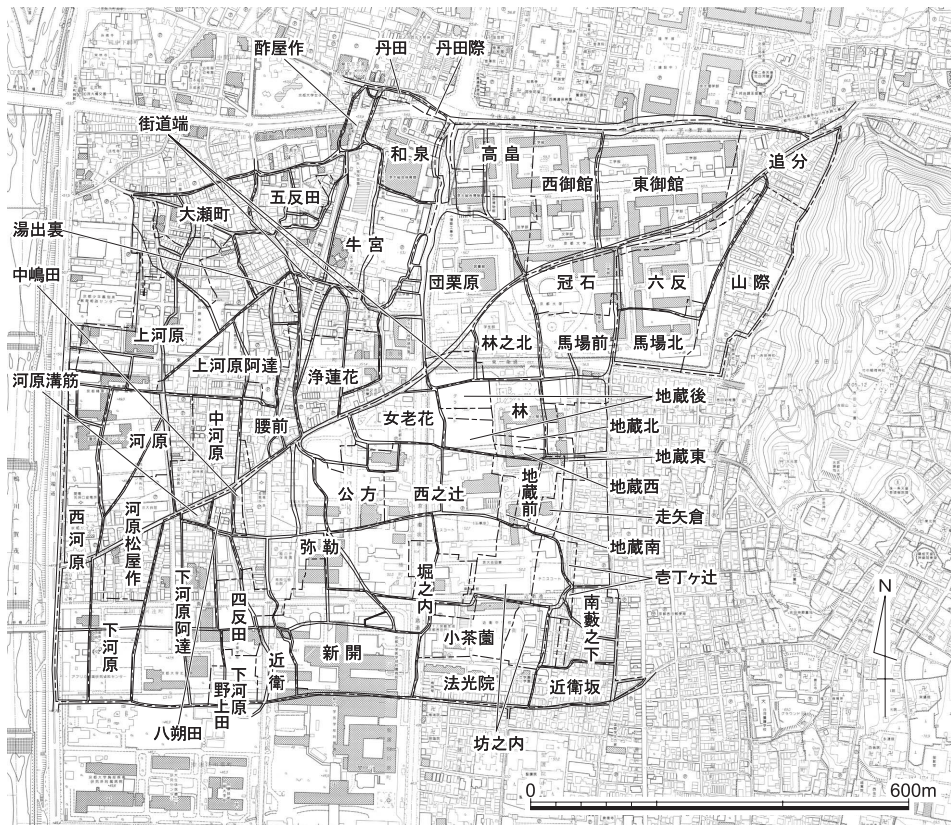


図182 『山城国吉田村古図』にみえる小字名 縮尺1/12000

は高い。鴨川の西に目を転じると、京極近衛大路末には法成寺が存在し、福勝院が法成寺と対応する位置に聳立していたと捉えることも可能であろう。

『京都坊目誌』は、福勝院趾を「字一町が辻西南の地也、古へ方一町の所とす」と記す。その信憑性については検討を要するが、近衛大路末の北に面したという事柄と大きな矛盾は存在せず、現小字名では残存しない壺丁ヶ辻は、18世紀後葉から19世紀初頭にかけて作成された『山城国吉田村古図』⁽¹⁹⁾のなかに認めることができる（図182）。福勝院の立地を考える際に注目したいのは、古図中において壺丁ヶ辻の西南に描かれた法光院なる小字域である。文明11年（1479）の「吉田社雑掌□□〔貞継カ〕言上状案」によると、吉田社領の袋図師名が「東限法興院，西限阿立岸，南限近衛，北限鷹司」に位置しており⁽²⁰⁾，ここから法興院（＝法光院）なる地名が15世紀後葉にまで遡ることが判明し，かつこの地が，

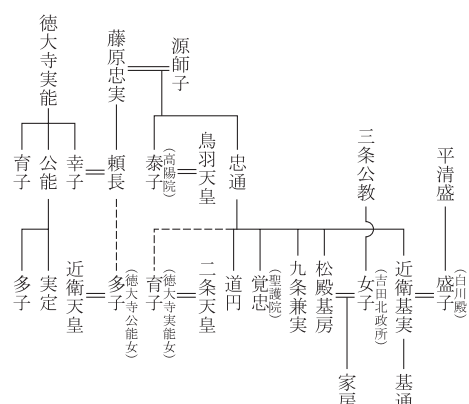


図183 摂関家関係系図

近衛大路末の北，鷹司小路末の南に広がっていた事実を確認することができる。そして，法興院と呼ばれた地こそが，藤原兼家が建立した堂舎の遺称地であることはまず間違いないものとする。

永祚2年(990)5月に出家した兼家は，当時「ト東郊吉田野」して造営していた道場を「土木之功未畢，泡露之命欲消」との理由で断念し，二条京極の家（＝法興院）を仏寺（＝積善寺）にあらため，

7月にその地で薨去することとなる。吉

田野に造営されていた道場は，この時点においても「堂則構作，未及半作」という状態だったとされる⁽²¹⁾。兼家は前年9月に吉田において卒塔婆を供養するが⁽²²⁾，これも堂舎建立と結びつけて捉えるべきだろう。この地での道場建立の背後には，貞元2年(977)に神楽岡吉田寺で舍利会を開催した良源と親密な間柄にあったこと⁽²³⁾，寛和2年(986)の吉田祭公祭化への関与など⁽²⁴⁾，兼家自身の吉田に対する関心があったと推測される。白河には9世紀以来の摂関家累代の別業が存在し，兼家の曾孫師実がその地を白河天皇へ献上して法勝寺が建立されたことは有名であるが，兼家がこの山荘の継承から外れていたことも⁽²⁵⁾，累代の別業とは異なる地を新たに開かねばならなかった理由かもしれない。吉田地域が展開する淵源を摂関の地位を確立した兼家に求めることも可能と考える。

ところで，高陽院を福勝院へ埋葬する際に懸念された事柄には「上皇御所近隣，上下往反路頭」という点の他に，「今熊野領已四至内」という事象も存在した。ここである今熊野とは，白河院の熊野御幸の先達をつとめ，園城寺長吏・熊野三山檢校に就任した増誉によって白河の地に勧請された社であり，「祭熊野新宮御霊会」という康和5年(1103)の記事を初見とする⁽²⁶⁾。増誉は白河に住房を有しており，この住房は増智（藤原師実息），覚忠（藤原忠通息）へと師資相承されるが，白河熊野社が勧請された地は，増誉が居住していた白河房の内，ないしはその指呼の地だったのだろう。保元3年(1158)には覚忠の白河房内，中御門大路末の地に設けられた聖護院に対して阿闍梨3口が賜与された⁽²⁷⁾。

「仏法之枢鍵，顕密之棟梁」と称された覚忠は⁽²⁸⁾，自らの地に堂を建立する。中山堂と称されたその堂は，「真如堂西，去観音堂長二町余」にあった中山忠親の堂の西側に位置

し⁽²⁹⁾、ここには法印道円、二条天皇の皇后育子、近衛基実の北政所平盛子といった摂関家に近い人々が次々と埋葬された⁽³⁰⁾(図183)。増誉→増智→覚忠と継承された白河房は、聖護院や中山堂をも含む広大な面積を占めていたとみるのが自然であり、増誉が兼家の嫡男道隆を祖とする中関白家の出身だったことからすれば⁽³¹⁾、その基盤が吉田の地に建立された兼家の道場にあった可能性は高い。つまり、兼家の吉田野の堂舎は完成をみないまま中関白家へと継承され、中関白家出身の増誉を経て覚忠の白河房へ結実したと考える。福勝院が白河房の一部を割いたものなのか、その近辺に造られたのかは判然としないが、このような摂関家と歴史的に深縁な地に、兼家の五代後の忠実が堂舎を建立したことになる。

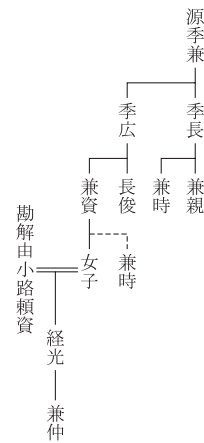


図184 吉田堂関係系図

摂関家との関連に触れたついでに、忠実の孫、松殿基房の室（三条公教女）が息男家房の忌日に八講を催した吉田亭も瞥見しておきたい⁽³²⁾。これは、勘解由小路経光が「亭主御亭」と記すように経光の父頼資の邸宅で、13世紀後葉には経光の子の兼仲が吉田に草堂を所有して文庫をおいており、頼資→経光→兼仲という継承を辿ることができる⁽³³⁾。13世紀前葉には源兼親・兼時の兄弟が有した吉田堂が存在し、これは仁平元年（1151）にみえる祖父季兼の「吉田辺新造堂」にまで遡りうるが⁽³⁴⁾、『尊卑分脈』が兼時を従兄弟の兼資の子として記し、兼資の女が経光の母（吉田禅尼）であることから、兼親・兼時から兼資女を経て勘解由小路家領になったと考えられる（図184）。そして、源季兼が忠実の嫡男忠通の家司で、兼親・兼時が九条家に仕えたこと、勘解由小路家が近衛家の代々の家司だったことを勘案すると、吉田地域における摂関家の影響力の強さをあらためて看取できる。基房室による頼資亭での八講開催も吉田地域と摂関家との繋がりを示唆するだろう。

話を福勝院へ戻そう。福勝院は仁平元年に鳥羽院の臨幸のもとで創建供養会が開催された。その前年には、忠実が忠通を義絶して頼長を氏長者に就任させており、鳥羽院や高陽院を権力基盤としていた忠実・頼長にとって、彼らとの親密な関係を維持することは重要な政治課題であった⁽³⁵⁾。翌年の鳥羽院五十算賀に端的なごとく、福勝院はこうした忠実・頼長の意図を体現する、きわめて政治色の濃い空間として成立するのであり、「上皇御所近隣、上下往反路頭」で、かつ兼家以来の伝統を有する吉田の地に位置した意味は軽視するものではない。そして、このような福勝院の成立状況に象徴されるように、中世吉田地

域の形成は院政期の政治動向と不可分な関係にあったのであり、吉田地域の展開は、平安京の変容や白河の開発の延長線上に位置づけねばならない現象だろう。

ところで、兼家の嫡男で中関白家の祖の道隆は、「東郊吉田野」の道場を二条京極へ移す理由について「一懷先公起居之難忘，一取微臣往返之不遠」と述べた。10世紀末の吉田には往来に不便な地であるとの認識があり、しばしば吉田野と呼称された事実もこうした認識に対応しよう。しかし、吉田野なる表現は12世紀中葉を最後に史料上から姿を消し⁽³⁶⁾，野とは把握できない空間へと移行する。吉田地域は福勝院の建立と相前後して、野であった古代の様相から貴族の邸宅や堂舎が林立する中世的景観へと変容するのである。

3 勸修寺流吉田家の吉田亭

12世紀後葉から13世紀における吉田地域には、貴族の邸宅や堂舎が次々と造営された。代表的な邸宅としては、西園寺公経が造営し九条頼経を経て嵯峨院・大覚寺統へと伝領された吉田泉亭（泉殿・水閣）や⁽³⁷⁾，後高倉院の後で後堀河天皇の母である北白河院から、娘の安嘉門院・式乾門院へと女院の系譜で伝わる北白河殿が存在し⁽³⁸⁾，徳大寺家の邸宅や勘解由小路家の堂舎が建立されていたことについては前述した。他にも伝領過程や所在地が不明瞭な邸宅・堂舎は散見し、史料に明記されなかった建物が多く造営されたことも推測にかたくな。以下で検討する勸修寺流吉田家の吉田亭も、林立する貴族の邸宅や堂舎の一つとして造営されたにすぎず、彼らが吉田という姓を持つからといって、そのこと自体が吉田地域全体の掌握を意味することはない。

正治2年（1200）の「吉田経房処分状」によれば⁽³⁹⁾，吉田家の祖である経房は吉田の地に南亭・園領・角屋地の三つの屋敷地を所有し、それぞれ孫の資経・経兼・為定へ譲与した（図185）。吉田地域に邸宅を持った他の貴族と勸修寺流吉田家との相違は、邸宅とともに菩提寺である浄蓮花院を築き、「云社云寺，在縁彼寺社者，ト其近辺居住，靈社靈寺之法也，一人伝領，若仕朝端ト仙洞之近辺，若依無頼不堪居住者，誰人可守護伽藍哉」との理解から邸宅を分割相続させたこと，それらを通じて一門の本拠であることを明確に自覚し、吉田という姓を積極的に使用したことなどにある。経房の吉田亭がいつまで遡るかは明瞭ではないが、処分状から約20年前の治承5年（1181）には母の遠忌法要を弟の光玄阿闍梨の吉田房で開催し、翌年にはしばしば吉田亭を訪れていることから⁽⁴⁰⁾，この時期には吉田に地縁を持つようになり、相前後して邸宅を整備していったものと推測する。

南亭・園領・角屋地の三つの屋敷地のうち、資経が嫡孫だったという事実にも照らしても、

最も重要な邸宅は資経の譲り受けた南亭とするのが自然である。南亭は、経房が後見した前斎院式子内親王が建久3年(1192)に遷御した邸宅で、この時に「前庭掘小池構秋野、出居并南面押色紙形」すような壮麗な空間へ改作されたという⁽⁴¹⁾。華やかに装飾され、吉田家にとって重要な邸宅だった南亭は、一方で建長2年(1250)の「吉田資経処分状」にはみえず、それ以降の処分状においても記述はない。

経房が造営して正治元年（1199）12月に供養した浄蓮花院は⁽⁴²⁾、願文の中で「於是、昔占鴨水之東偏，早宮兔裘而栖息，当其艮〔坤カ〕維課西匠，責多年擁怠之心，尽納月輪奐之美，安以無量寿仏，号曰浄蓮華院」と表現された堂舎であった。具体的にみるならば、「兔裘」（＝隠棲の地）の一郭に、東面の「檜皮葺一間四面堂一

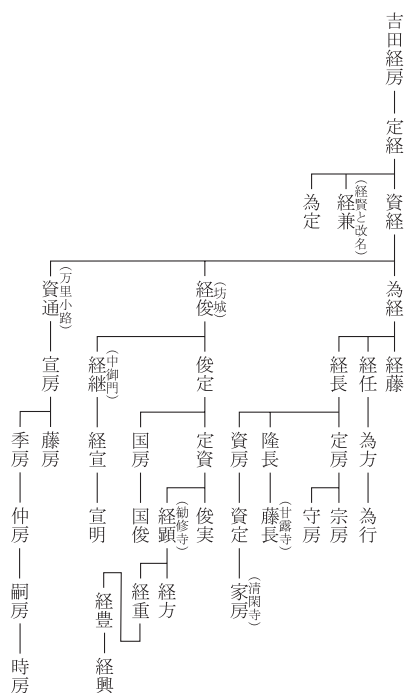


図185 勸修寺流吉田家関係系図

字」を建立して經典とともに「奉安置皆金色周半丈六阿弥陀如来像一体」り、「仏後壁東面并母屋二柱」と「同西面」に仏像を描いたものである。「兎裘」とあることから、浄蓮花院は居住施設に堂を付属させたもので、当初より菩提寺として造営されたわけではない。注意すべきは、供養時においても「作事之体太遲怠、其功雖未終」とか「次々事甚以半作、且営出之間也」というように造営途中と理解されていた点、および「凡山水之勢、土木之構、誠勝絶也、誠優美也」とあるごとく勝絶・優美な空間とする認識である。経房が供養会の3ヶ月後に薨去することを考慮しても、必ずしも大規模とはいえない堂が未完成な状態で供養されたみるよりは、それ以前の居住施設をも含む邸宅全体が造営途上と認識されていたと解するのがよからう。そして、「経房処分状」が南亭に関して「不造遂畢、雖遺恨已為名所、漸々加修造、可用風流之地」と記すこと、浄蓮花院の伝領を明記しないことを勘案すると、南亭の状況と浄蓮花院との類似性を指摘できる。すなわち、南亭こそが浄蓮花院であった可能性は充分ある。浄蓮花院の遺称地が、『山城国吉田村古図』にみえる浄蓮花ジョロウゲや女老花なる小字域である点は動かしようがないが、これは経房の邸宅が土御門大路末にあったことと矛盾しない⁽⁴³⁾。「資経処分状」以降に南亭が現れないのは、造作が終了して

長者の管轄下にある寺としての位置づけが明確化し、個人へ伝領されるような性質のものではなくなったことに起因するものと推測する。

さて、経房の次の「資経処分状」によれば、資経が所有した吉田亭には東亭と西亭とがあり、それぞれ為経・経俊へと伝領された。弘安10年（1287）の為経忌日法要は、為経が埋葬された「吉田堂」（＝浄蓮花院）を儀場として開催されたが、参加者は法要終了後に為経の息である経長の邸宅を訪れる⁽⁴⁴⁾。経長が吉田に邸宅を所有していたことは他の史料からも確かめられ⁽⁴⁵⁾、『尊卑分脈』が「号吉田東」と記すことをも考え合わせると、為経の東亭は経長へ継承されたと推定しうる。他方、為経の子で経長の兄である中御門経任が、弘安2年（1279）に勧修寺長者として八講へ出立する際に、経俊の子である坊城俊定（経任の従兄弟）の邸宅を用いた点にも注意したい。勧修寺八講への出立儀は「天下之壯観」とされる華やかな儀礼で、この時も亀山院が歓喜光院の西面へ臨み、今朱雀を南下したであろう行列を見物したのであるが⁽⁴⁶⁾、ここからは、俊定が吉田に邸宅を有していたのに対して、経任が邸宅を持っていなかったことを知る。経長の同母兄である経藤が、異母弟の経任に出世を超えられたことで、弘長2年（1262）に「焼文書等忽出家」したことを思うと⁽⁴⁷⁾、あるいは為経の東亭は長男の経藤を経て経長へ継承されたと考えられよう。

文永12年（1275）の「坊城経俊処分状」によると、「吉田家地〈東西屋地也〉」は経俊から俊定へと伝領された。前述の「資経処分状」と比べるならば、俊定に譲与された東西屋地が東亭と西亭に相当するとも考えたくなるが、「経房処分状」以下の処分状を引載する「御遺言条々」は資経から経俊を経て勧修寺家に伝わった文書の写であり、当然ながら資経から為経へ伝わった所領は記されないのが基本で、没収などがない限り経俊以後の文書に東亭は現れるはずがない。俊定と経長が同時期に吉田に邸宅を持っており、経長の邸宅が東亭である可能性が高いことからみても、東西屋地とは経俊が継承した西亭内部のことと理解するのが適当である。東亭は一貫して為経系統へ伝領されたものとする。建治2年（1276）の「経俊第二度処分状」では「東西屋地、加北地」とされ、東西屋地と北地とが隣接したと想定しうることから、東西屋地が東亭・西亭の区分とは異なるとみるのがよい。14世紀に入っても、経長の息定房が吉田に邸宅を持ち、後醍醐天皇の行幸があったことを確認できる⁽⁴⁸⁾。定房は子の宗房・守房とともに後醍醐に従って吉野へむかったが、このことで東亭自体も没落したことは想像にかたくなく、『太平記』は「元弘・建武の乱より以来、回禄に逢ひぬる所々」として「吉田内府（定房）の北白川」をあげる⁽⁴⁹⁾。為経の系譜で伝領された東亭は、南北朝期の動乱で命脈を閉じたのだろう。

一方の西亭は、「御遺言条々」所引の処分状によって経俊→俊定→定資→経顕→経方と継承されたことは明白である。しかし、観応2年（1351）の「勸修寺経顕処分状」では、「吉田家地」や「吉田亭」としてではなく「吉田地〈在類地〉」と記されており、この時点では邸宅としての機能を失っていた可能性がある。応永24年（1417）には経顕の曾孫勸修寺経興が、代々相伝してきた「吉田大納言殿（経房）御旧跡田畠」を父経豊の菩提のためとして浄蓮花院へ寄進した⁽⁵⁰⁾。西亭は15世紀初頭に解体したものと認められる。

12世紀最末年に作られた「経房処分状」に話を戻そう。経房が吉田地域に所有していた邸宅には南亭・園領・角屋地の三つが存在した。南亭が浄蓮花院に相当するだろうことは前述したが、問題となるのはそれ以外の園領と角屋地のその後の変遷である。「資経処分状」では、東亭に関して「地注文見故大納言（経房）正治注文」と注記しており、ここにいう「故大納言正治注文」とは正治2年の「経房処分状」そのもの、あるいはそれに付随する文書を指すとみるのが穏当である。東亭のみに記されたことに若干の不審はあるものの、西亭に関しては省略した、あるいは書写過程で脱落したと説明することも不可能ではない。このようにみることが許されるならば、東亭は園領または角家地に系譜し、西亭が残ったもう一方に該当すると考えるのが適当となる。

「勸修寺経興寄進状」では、経興が浄蓮花院へ寄進した「吉田大納言殿御旧跡田畠」の四至を「東限浄蓮華院西垣溝、南限大路、西限庵川、北限堤」と記す。この田畠を西亭に系譜するとした推定が正しいならば、西亭は浄蓮花院の西に隣接したことになる。東亭に関しては、明応9年（1500）の京都大火災以後に中御門宣胤が仮住まいした「吉田神楽岡麓神龍院」の門前に旧跡が存在し⁽⁵¹⁾、神楽岡の西南に位置したこの旧跡こそが東亭に相当するのではなかろうか。西亭は浄蓮花院に隣接し、東亭はそこから少し距離をおいて存在したこととなり、東亭は西亭に比して独立性が高いものと捉えられる。このことに加えて、角屋地には経房の妻、尼御前が止宿したのに対して、園領が「抑見其器量、必歴顕要、可為一門長」と称された経兼に伝領されたことを考え合わせると、推測の域をでるものではないが、園領が東亭に、角屋地が西亭に該当すると理解しうるのはなかろうか⁽⁵²⁾。

以上、吉田経房が有した三つの邸宅のうち、南亭は浄蓮花院となって家の長者の管轄下におかれ、園領は神楽岡の麓の東亭として為経系統が継承し、角家地は浄蓮花院に隣接する西亭として経俊系統で伝領されたとする推測を述べた。ここからもうかがえるように、吉田地域において院政期に成立する貴族の邸宅は、鎌倉期を通じて継承されることとなる。吉田社の領域的で一元的な支配に基づく近世吉田地域とは相違する、個別的・分散的

で家の相続原理に起因する所有形態こそ、院政期から鎌倉期における吉田地域の特色とみることができよう。

4 浄蓮花院の変質と中世白川道

史料的にみるならば、南北朝期から室町期における吉田地域に関する記載は、前代に比して格段に少なくなる。建武3年(1336)、後醍醐天皇側の新田義貞と足利尊氏とが吉田の地で衝突し、その後も吉田地域は主要な合戦場の一つとなるが、このことで院政期から鎌倉期にかけて継承された邸宅や堂舎の多くは荒廃したのだろう。記述の減少はこれに対応すると思われ、勧修寺流吉田家の東亭が動乱のなかで焼失し、西亭が観応2年(1351)には邸宅の機能を喪失していた可能性があることについては前述のとおりである。

多くの邸宅・堂舎が姿を消すなかであって、室町期に入っても継続して活動が認められる事例として浄蓮花院がある⁽⁵³⁾。15世紀中葉の公卿、万里小路時房は、その日記『建内記』のなかでしばしば浄蓮花院について触れ、そこから盂蘭盆や先祖の忌日に際して熱心に参詣した様子や、自らが伝領した「氏文書」を火事を避けるとの理由で浄蓮花院へ預けおいたことなどを読み取ることができる⁽⁵⁴⁾。また、浄蓮花院が本尊を安置する仏殿、住持が居住した方丈、さらには鎮守・墓塔などから構成されていたことも判明する。浄蓮花院は、吉田経房の邸宅の一郭に檜皮葺の阿弥陀堂を築いたものであるが、その堂は檜皮葺→伸葺→柿葺へと改作されながらもなお仏殿として機能していたようであり⁽⁵⁵⁾、創建時の容貌がこの時点においても多少なりとも残存していたものと推測しうる。

浄蓮花院には数多くの墓塔が設けられた。墓塔について最も詳細な『建内記』文安4年(1447)7月14日条によると、15世紀中葉の浄蓮花院には、草創期の経房・資経の他に、宣房以下の万里小路家の墓塔が6基、女性の石塔が3基、万里小路家に仕えた斎藤氏の塔が2基、それに代々の住持の墓が存在し、浄蓮花院は万里小路家を中心とする墓地と化していた。本尊には代々の遺書が籠められて「遺像」に准えられたが⁽⁵⁶⁾、このことも墓地化した様相と対応していよう。もっとも15世紀後葉の甘露寺親長は、母や外祖母の墓が存在する浄蓮花院へ盂蘭盆ごとに参詣したし、明応5年(1496)に薨じた勧修寺教秀やその妻の墓も浄蓮花院にあり、浄蓮花院への埋葬は万里小路家に限定されない⁽⁵⁷⁾。埋葬が確実な吉田為経の墓がみえないことから、時房は自らと関係のある墓塔しか記さなかったのであろう。しかし、15世紀後葉の中御門宣胤が参る「吉田墳墓」は浄蓮花院ではなく⁽⁵⁸⁾、勧修寺流吉田家の全ての構成員が葬られたとは認めがたく、家長だけではなく兄弟や家人に

至るまでを埋葬した万里小路家の浄蓮花院における位置は、他家に比べて傑出しているものと考えられる。

万里小路家は、吉田経房の嫡孫資経の四男資通に始まる流れであるが（図185）、浄蓮花院との密接な関係は、資通の墓塔が存在しないことから、子の宣房以降とみるのがよい。吉田定房・北畠親房とともに後醍醐天皇の著名な寵臣である宣房は、建武3年に出家したことで吉野へ同行せず京都に残るが⁽⁵⁹⁾、このことが万里小路家の発展を決定づけたものと思われ、南北朝期から室町前期には、名家でありながら内大臣や儀同三司（准大臣）を輩出し、時房とその父嗣房は伝奏に任じられて政治の中枢に位置した⁽⁶⁰⁾。当該期における万里小路家の政治的地位には、他の勧修寺流吉田家と隔絶したものがある。こうした万里小路家が浄蓮花院を管轄したことは、「経顕要為長者之人可管領之由」⁽⁶¹⁾を定めていた原則に相応しいともいえるが、その一方で、定房の甥藤長が甘露寺を名乗るのが貞和4年（1348）であること、勧修寺家が勧修寺という称号を用いるのが経顕の長者時代だったことなど⁽⁶²⁾、14世紀中葉に吉田家の再編が進んだことも明確である。浄蓮花院を万里小路家が累代の墓所とした背景には、政治的地位の獲得と吉田家内部の家の分立があったのだろう。

しかし、浄蓮花院が万里小路家の独占的支配に帰したのではないことにも注意したい。永享11年（1439）に幕府奉行人飯尾為種は浄蓮花院において囚人の拷問をおこなった。これは浄蓮花院長老寥悟が為種の弟だったことによるが、時房は「於墳墓之地拷問難堪事也」と不満を露わにする⁽⁶³⁾。嘉吉3年（1443）には、時房の反対にもかかわらず修理のための勧進猿樂が寺中で催行されており⁽⁶⁴⁾、浄蓮花院の経営に関して万里小路家の意向が優先されたわけではない。14世紀中葉以来、室町幕府の祈願所となったことや、將軍御台所を頭役として愛染講がなされたことを考えると⁽⁶⁵⁾、この時期の浄蓮花院は一門の精神的紐帯を目指した創建時の意図のみでは把握しえない状況にある。万里小路家による浄蓮花院の管領は、第一義的には他家に比して卓越した政治的地位に由来するものであるが、それは幕府奉行人たる飯尾氏や斎藤氏などとの関係をぬきには成立せず、浄蓮花院は万里小路家と幕府との結節点であったともいえる。そして、そのようなものである以上、近親の墓所を築き参詣するという個人的な意識のみには還元しえない側面が生じざるをえないのであり、政治的地位という外的基準に由来する家の継承と、嫡系的な家の継承という異なる原理からなる中世的な家の相克が、時房の不満の吐露となったとみることも可能だろう。

ところで、この時期の浄蓮花院を考えるには、吉田地域を南西から北東へ貫き、京都と近江坂本とを結ぶ白川道に面して立地した点を看過できない。後醍醐が今路越を用いて比

叡山へ退去する際の記事に、「禁裏行幸山門被用鳳輦，自吉田辺被召改腰輿候歟」とあって吉田の通過を確認でき⁽⁶⁶⁾，白川道—今路越という景観が14世紀前葉には形成されていたと判断してよい。乾元2年（1303）における後宇多院の日吉社御幸では，供奉した定房が「於浄蓮華院前用乗替」いており，御幸の行列が浄蓮花院の前を通ったことを知る⁽⁶⁷⁾。また，応永元年（1394）9月に足利義満は今路越にて日吉社参詣をおこなうが，その12月に浄蓮花院は寺領を安堵されており，日吉社参詣の惣奉行が万里小路嗣房で，寺領安堵の御判御教書が嗣房宛に出されたことから，寺領安堵が日吉社参詣と無関係ではなかろう⁽⁶⁸⁾。さらに，延文2年（1357）には「吉田宮後大道南頼」にあった9戸主の地が浄蓮花院へ寄進され⁽⁶⁹⁾，西亭に系譜する「東限浄蓮華院西垣溝，南限大路，西限庵川，北限堤」の地が応永24年（1417）に浄蓮花院へ付せられる。ここにみえる大道（路）とは白川道を指すと思われ，14世紀以降の浄蓮花院が白川道に面した土地を領有していく様子を垣間みることができる。また，定房は「御館地」を浄蓮花院へ寄せており⁽⁷⁰⁾，これが『山城国吉田村古図』に現れる「御館」なる小字域に相当するならば，白川道隣接地領有の一例と認めうるだろう。万里小路家が「朝恩之家領」として支配していた御厨子所率分所の一つ，今路道下口（＝北白川分）が嘉吉元年（1441）に修理所として浄蓮花院へ寄進されたことなども⁽⁷¹⁾，白川道に面していたという地理的条件を前提に捉えるのが自然である。

今路は「為禦叡山之衆徒，差遣兵士於西坂下，又召諸国兵士等，遣如意山路并今道，依為要害也」との久安3年（1147）の記載を初見とし⁽⁷²⁾，文治元年（1185）注進の顕昭『古今集注』では「如意越ヨリハ北，今路越ヨリハ南ニ，志賀へ越ル路アリトイヘリ」と記す。ここからも今路越は12世紀中葉に遡るといえるが，延暦寺への主要道路は西坂本から登る雲母坂越であり，今路越は如意山越とともに要害にすぎない。志賀山越は桜や紅葉を愛でる著名な歌枕だったが，一方で白川も花の名所であり，東山に沿って白川を北上し志賀山越で近江へ抜けるのが平安期以来の通例とも推測しうる⁽⁷³⁾。京都と近江を結ぶ白川道—今路越が活発に利用されるようになるのは，今路の初出記事よりも下るものと考ええる。

『葉黄記』寛元4年（1246）正月17日条は，「参日吉，（中略）帰路用今路，志賀山越也，其行程三里云々，自旧年為山門之沙汰作此路，三井寺僧不受之」と今路が13世紀中葉に「山門之沙汰」として造作されたと記す。また，入道兵庫頭重房が勧進した鷹司河原橋は，仁治2年（1241）に宗源法印を導師として供養される⁽⁷⁴⁾。現白川道を平安京の条坊復原と照らせば，白川道が鴨川を渡る橋こそが鷹司橋だった可能性は高く，それ以前の史料に皆無である鷹司橋は，「鷹司橋辺立柱松」という寛元元年（1243）の記事，同3年の「昨日雷

落陣中、(中略)或落鷹司河原橋東妻」との記載、宝治元年(1247)の「自此所至鷹司橋爪」など散見するようになる⁽⁷⁵⁾。院が鴨川を渡る時の橋は、臨時的な意味合いの強い浮橋であることが通例で、恒常的な橋としては京の南方に位置した韓橋を除くと宗教的な祇園橋(四条橋)・清水橋(五条橋)のみである⁽⁷⁶⁾。つまり、鷹司橋を古く遡らせる必然性は想定しにくく、この時に新造されたものとみるのがよからう。今路の造作が「山門之沙汰」だったこと、橋の供養導師宗源が延暦寺僧だったこと、両者が5年も経ずになされたことなどを勘案すると、これらは延暦寺による一連の事業だった可能性は高い⁽⁷⁷⁾。白川道—今路越がこれ以前に存在した可能性は充分あり、また前述の近衛大路末との関係も明瞭ではないが、少なくとも13世紀中葉における一定度の整備は認めてよいと考える。

さて、前に触れた嘉吉元年の今路道下口の浄蓮花院への寄進は、坂本馬借の強い反発にあった。白川道—今路越は馬借のおもな活動場所だったのであり、義満の日吉社参詣の際には、今路の清掃が延暦寺・日吉社支配下の坂本馬借に充当されている。御厨子所率分所は万里小路家の家領と認識されており、浄蓮花院と白川道—今路越との地理的關係は、坂本馬借を介して万里小路家と延暦寺との関係へ置換することが可能である。多くの邸宅や堂舎が退転する中で浄蓮花院が維持され、その維持に他家に比して政治的地位を傑出させた万里小路家が携わり、かつ幕府が大きく介入したことの背景には、坂本馬借や延暦寺と結びつく交通の要衝に位置したという点があったことを看過できないだろう。

もっともこの時期の吉田地域に浄蓮花院以外の邸宅や堂舎がなかったとは考えがたく、史料上では判然としない様相にも注意を払わねばなるまい。しかし、経営の基盤である貴族社会が解体の危機を迎える南北朝期の動乱のなかで、院政期から鎌倉期にかけて継承された邸宅や堂舎の大半が放棄される動きは不可逆的と思われ、浄蓮花院も勧修寺流吉田家の菩提寺としてのみでは把握しえない状況に至っていた。平安京や白河地域の延長として形成された中世吉田地域にとって、南北朝期は大きな転換点であったものとする。

5 吉田社の領域的支配

吉田地域における中世から近世への転換は、吉田社による領域的支配の形成という形で現れ、これはおおむね三つの段階を経てなされたものとする(表15)。すなわち、足利義満による境内地寄進を中心とする14世紀後葉から15世紀初頭にかけての第Ⅰ期、応仁2年(1468)の焼失から斎場所の造営にいたるまでの第Ⅱ期、浄蓮花院との相論を通じて領域的支配を確立する16世紀前葉の第Ⅲ期、という三つの段階である。これを吉田ト部家の

表15 14世紀中葉～16世紀の吉田社関連年表

文和4年(1355) 2月	南軍, 吉田社社頭へ乱入して神殿を破壊する	第Ⅰ期
延文5年(1360) 7月	吉田社, 正一位に昇叙される	
応安7年(1374) 6月	兼熙ら, 宿祢から朝臣への改賜姓を申請する(翌年2月に許可)	
永徳4年(1384) 2月	足利義満, 吉田社へ境内地を寄進する	
至徳3年(1386) 正月	兼熙, 従三位に昇叙される(吉田卜部家で初めての公卿となる)	
応永10年(1403) 3月	吉田社大鳥居と新長谷寺とに制札を立てる	第Ⅱ期
応仁2年(1468) 7月	吉田社, 新長谷寺・浄蓮花院とともに焼失する	
文明5年(1473) 5月	兼俱, 勅裁をえて「室町殿南馬場跡」に斎場所を建立する	
文明8年(1476) 8月	兼俱, 「神道長上」と自称する(「神道長上」の初見記事)	
文明9年(1477) 11月	吉田社境内の田畠と泉殿跡を申請によって当知行安堵される	
文明10年(1478) 3月	吉田社境内の地下人を神楽岡麓へ移住させる	第Ⅲ期
4月	兼俱, 吉田の地へ移住する(斎場所も吉田の兼俱亭へ移転か)	
文明16年(1484) 10月	神楽岡上に斎場所を上棟する	
文亀元年(1501) 10月	兼俱, 浄蓮花院周辺の田畠を押妨する	
永正2年(1505) 12月	浄蓮花院の敷地・田畠を吉田社領とする	
永正9年(1512) 9月	浄蓮花院領を吉田社と浄蓮花院で折中する	
大永5年(1525) 3月	兼満, 自宅を焼き逐電する	
天文2年(1533) 12月	吉田社と浄蓮花院の折中分を吉田社の一円領とする	
天正3年(1575) 2月	織田信長の命により, 白川道を造営する	
天正13年(1585) 11月	豊臣秀吉, 朱印地として吉田社領590石を認める	
天正17年(1589) 3月	八神殿を斎場所の中に造営する	

動きと対比するならば, 兼熙の時期, 兼俱の時代, 兼俱から兼右にかけての時期に対応させることができ, これが吉田神道の形成過程と不可分であることは多言を要さない⁽⁷⁸⁾。

永徳4年(1384)2月, 義満は吉田社の境内がないとの理由で「限東神楽岡山以西, 限南近衛以北, 限西河原, 限北土御門以南」の四至と「吉田泉殿跡散在(孝継知行分)」の田畠を一円神領として寄進する⁽⁷⁹⁾。「近衛以南, 大炊御門以北, 今辻子以西, 至河原(除崇徳院大吉祥院敷地)」の地を白河熊野社領としたのが応永3年(1396)であることを想起すると⁽⁸⁰⁾, この時の寄進は, 南北朝期に荒廃した吉田地域の再編を意図したものでだろう。もっとも, これ以前において四至が未確定だったわけではなく, 長保3年(1001)には「賀茂・吉田社四至内, 不浄汚穢之由有」とされ, 延久5年(1073)の後三条院の葬送に際しては, その地が賀茂・吉田社の四至内だとして両社に奉幣がなされた⁽⁸¹⁾。しかし, これらが禁忌の地といった観念的性格が濃いものだったのに対し, 義満寄進の境内が五節供の夕神供を備進するとき実際の役割を担った点で相違し⁽⁸²⁾, 応永10年(1403)には, 「馬牛, 社内へはなちいるへからさる事」と「けいたいの家, 他所へこほちいたすへから

吉田社の領域的支配

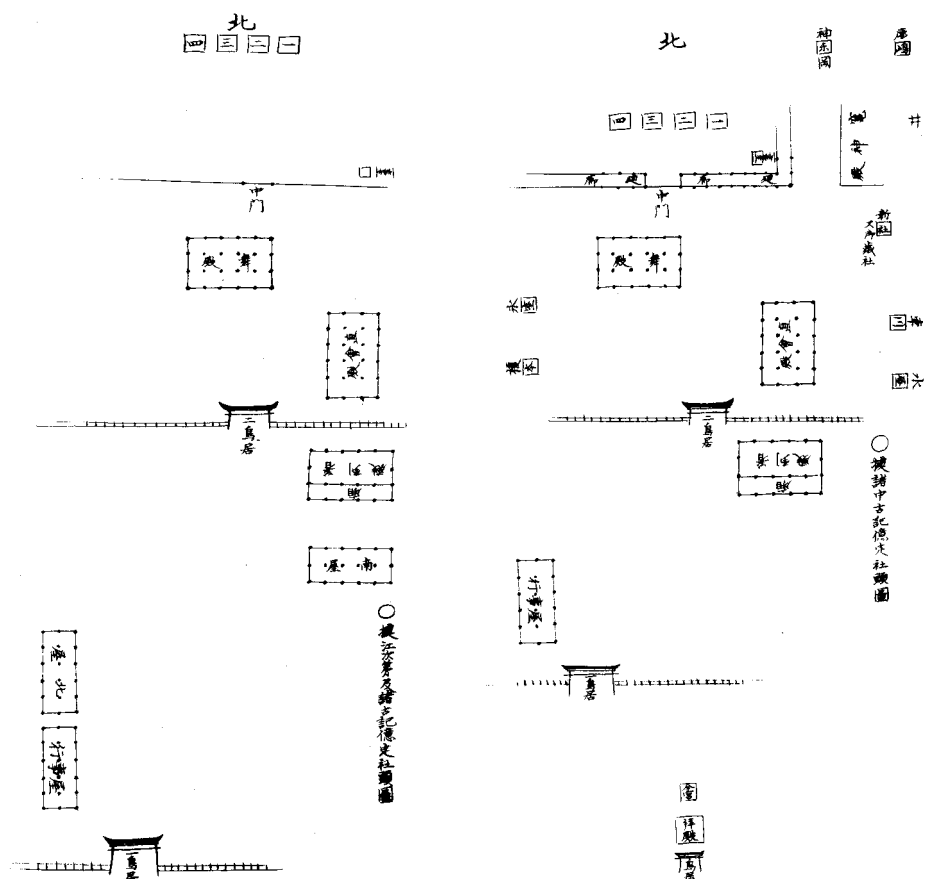


図186 『吉田社部類』による社殿配置の復原
左:「挾江次第及諸古記憶定社頭図」 右:「挾諸中古記憶定社頭図」

さる事」の2条の禁制が大鳥居の柱と新長谷寺観音堂の門に打ち付けられる⁽⁸³⁾。兼熙は応安8年(1375)に宿祢から朝臣への改賜姓を許され、永徳3年(1383)に殿上人となり、至徳3年(1386)には吉田ト部家としてはじめて従三位となって公卿に列す⁽⁸⁴⁾。吉田社の領域的支配は、吉田ト部家の朝廷進出を契機にはじまったものと捉えられる。

応仁2年(1468)7月、吉田社は浄蓮花院や新長谷寺とともに焼亡する⁽⁸⁵⁾。焼失以前の社殿配置については『吉田社部類』⁽⁸⁶⁾の復原がおおむね妥当と考えるが(図186)、立地については判然としないものがある。『山城名勝誌』は「社家説云、当社元坐吉田山西、文明中遷神楽岡麓、旧趾今有二株松、若宮殿跡在石像弥勒堂東南」と記し、『山城国吉田村古図』

では林なる小字の中央北寄りに2本の木の描写を認めうるが、義満の寄進地表記と矛盾しないかや、「神楽岡吉田社」との表記に相応しいかなど、検討の余地はあろう⁽⁸⁷⁾。再建時期についても明瞭とはしがたい。長享元年（1487）に春日社旧社を買得して吉田社へ移し、明応2年（1493）には「本社仮殿」が存在することから、この間に再興されたとみることは一応可能ではあるが⁽⁸⁸⁾、正殿の再建はさらに下るとせねばならず、文明16年（1484）に神楽岡上に上棟された斎場所からかなり遅れることにかわりはない⁽⁸⁹⁾。文明8年の藤原氏一門による再興のための言上、13年の兼俱による藤原道長書状の偽造、14年の上杉房定への援助依頼など、藤原氏の氏社であることを前面に出した再建の動きは早くからみえる⁽⁹⁰⁾。にもかかわらず遅滞することの要因には、再建を遅らせることで斎場所の独自性を高め、吉田社を藤原氏の氏社の地位から脱皮させ、それを管轄する吉田ト部家の権威を高揚しようとする兼俱の思惑があったからとも推測しうるのではなかろうか。

兼俱は文明10年（1478）4月に吉田の地へ居を移し⁽⁹¹⁾、文明5・6年ごろ兼俱の邸宅に設けられた斎場所も吉田へ造営され、16年には斎場所を神楽岡上へ移す。これと前後して、9年には「境内田畠〈付山林寺院〉并泉殿跡等」が当知行安堵され、10年8月に「諸家被官人并近郷住民等」の蒨田狼藉が、10月には「方々百姓等」の出作が、それぞれ幕府奉行人奉書と後土御門天皇綸旨で禁止されており⁽⁹²⁾、吉田社は排他的な支配領域を形成していく。こうした動向のなかでも、移住の前月に「構境内之地下於神楽岡麓」と地下人を神楽岡麓へ住まわせた点は注目に値する⁽⁹³⁾。これが『町田家本洛中洛外図屏風』や『兼見卿記』などにみえる吉田構の前提にあることは疑いなく、大永5年（1525）に兼俱の孫兼満が自邸を焼いて逐電した際に「在家不残一屋焼払」われたことから、16世紀前葉には吉田ト部家の邸宅の周囲に地下人が集住していた様子を知る⁽⁹⁴⁾。こうした様相は、寺内町や城下町が惣構を築き「都市」の「平和」を確保しようとした各地の状況⁽⁹⁵⁾と一致する現象と思われ、兼俱は土地と人々を領有する「領主」へ昇華したといっても過言ではない。

文亀元年（1501）10月、吉田社が浄蓮花院辺の田畠を違乱したことから第Ⅲ期がはじまる⁽⁹⁶⁾。浄蓮花院では明応5年（1496）に勧修寺教秀を埋葬しており、吉田社による違乱の直前においても活動はうかがえる。一方で吉田社による境内地の一円化は着実に進行しており、文亀2年9月には「吉田社境内南松院并性功德院旧跡」の領知を認められた⁽⁹⁷⁾。押妨の報告を受けた中御門宣胤は、寺領に勧修寺への寄進分があることから勧修寺から訴えることとし、永正元年（1504）には吉田経房の忌日に合わせて甘露寺元長・万里小路賢房らとともに浄蓮花院へむかい、経房の御影図を作成して浄蓮花院へ寄進するなど一門意識

の高揚を図る⁽⁹⁸⁾。しかし、翌2年12月には吉田社の領知が決定され、これに対して浄蓮花院側は神祇伯忠富王を通じて兼俱に接触し、5年には一門の連署で幕府へ訴えることとなる⁽⁹⁹⁾。兼俱の薨逝も手伝ってか、9年には吉田社の証文を有効としながらも、日吉社参詣直後の義満が、「雖為吉田社領之内、自元不被付社家之上者、殊令専寺院紹隆、可被全家門之管領」として寺領安堵した応永元年（1394）の御内書を捨て置けないとの理由で、寺領の年貢に関して折中が定められる⁽¹⁰⁰⁾。しかし17年には、9年に定めた折中が寺家の出作を認めたものではないとして寺家側の耕作が排除され、天文2年（1533）9月になると、院主の死後、浄蓮花院が有名無実化しているとして吉田社は再び訴えをおこし、同年12月にはついに、寺家退転を理由に吉田社による一円領知が認められることとなる⁽¹⁰¹⁾。

応仁の乱後、なにゆえ浄蓮花院は再建されず、吉田社の一円支配が実現したのだろうか。前章でみたように、南北朝期以降も浄蓮花院が維持された理由には、万里小路家の政治的地位と交通の要衝という立地条件とを推定でき、両者は不可分であったと考える。しかし、文明12年（1480）には京都七口の関所新置に抗議した土一揆が「北白川辺集会、焼払関所」い⁽¹⁰²⁾、浄蓮花院に寄進された今路道下口は焼失する。万里小路家についても、応仁元年（1467）には時房の息で後花園院の近臣だった冬房が院の出家に随伴し、文明7年（1475）には補陀落渡海を遂げ、冬房の養子となった甘露寺親長の子、春房も文明3年（1471）に出家する⁽¹⁰³⁾。その後、勧修寺教秀の子で当時6才だった賢房が万里小路家を継ぐものの、政治的地位は大きく減退せざるをえなかったことは推測にたかくない。他方、応仁の乱以前でも浄蓮花院の経営に万里小路家の意向は必ずしも反映されておらず、ましてや堂舎が焼失した時点において、万里小路家以外の吉田家が経営権をあらためて掌握するなどということはおよそ実態と懸け離れており、彼らにとっての浄蓮花院とは墳墓の地以上の意味を持ちえなかっただろう。再興の念願とその表明は否定できないものの、墳墓の祭祀が適切にされてさえいれば、堂舎が存在せず寺僧が京中にいても大きな問題はなく、折中後に寺家が出作することからも、田畠化そのものについては容認したものといえる。

一方、在地に目を向けるならば、文明11年（1479）時点で吉田社境内に袋図師名や河原南名など八つの名が存在していたことを確認でき⁽¹⁰⁴⁾、田畠化の過程で力を付けた名主層以下の地下人を無視しえない状況が現出していた。加えて、永正17年（1520）には細川高国と三好之長が吉田で衝突し、享禄4年（1531）に木沢長政が北白河将軍地蔵の高国を攻めるなど、応仁の乱後も吉田地域周辺では合戦が断続的に起こっており⁽¹⁰⁵⁾、そのなかで地下人層が自らの「平和」を保証する「領主」を希求したことは推測しやすい。15世紀後葉以

降の吉田地域が望んだのは、院政期から鎌倉期にかけて展開したような貴族の個別的・分散的な領有形態だったのではなく、土地と人とを一元的に支配する吉田社のごとき形態だったのだろう。この点において、吉田へ移住して自らの宗教的権威を高めようとする兼俱と利害が一致するのであり、彼らは吉田卜部家の邸宅の近く、神楽岡麓へ集住することとなる。墳墓の地としての意味しかなさない退転した浄蓮花院領が吉田社によって接收されたのは、こうした在地の状況に照らせば必然的な流れだったとも考えられる。

6 おわりに

本稿では、中世吉田地域における景観復原を試みた。福勝院の建立を契機として、12世紀中葉以降、貴族の邸宅や堂舎が次々と建てられて宗教的かつ政治的な空間が現出し、それは鎌倉期を通じて家の継承原理のもとで伝領される。しかし、南北朝期の動乱を経てその多くは退転したと思われ、浄蓮花院にしても一門の精神的紐帯といった側面のみでは把握しえない状況に至る。そして、応仁の乱で灰燼に帰した15世紀後葉以降、吉田社による一元的な支配が形成され、これが現在にまで続く近世的景観の基礎となるのである。

こうした景観の変化は、個別的・分散的で貴族の家の継承に支えられた土地支配から、より高位の宗教的権威による領域的な支配へと、いわば一元的な安定化という潮流のなかで説明しうるものである。また、都市構造という観点からみれば、京都の市街地と不可分な関係を有する地域から、一定度の独立性を保つ地域への変化とも捉えられよう。そうした変容の背景には、中世的な継承原理に基づくがゆえの相克や、交通の要衝として戦場とならざるをえなかった事実、田畠化することによる地下人層の躍進など、さまざまな要素を看取でき、いずれもが郊外としてのあるべき姿を如実に反映していると考ええる。

もっとも、こうした姿が京都の周辺地域の特色として一般化しうるかについては慎重に検討せねばならず、また『山城国吉田村古図』のごとき近世的景観が完成するには、もう何段階かの変遷があることに疑いはない。さらに、本稿が文献史料のみから述べてきた事象が、これまでに蓄積されてきた発掘成果といかに関連するかや、文献史料のみでは判然としない側面に対する検討など、考察すべき事柄は非常に多い。これらはすべて今後の課題とせざるをえないが、中世都市京都がこのような周縁の様相と不可分であることを想起するならば、市街中心部と周辺地域とがいかに関連したか、あるいは周縁どうしがいかなる有機的な連結を有したのかなど、より広い視野から検討を加えることが、「都市」としての中世京都を理解する上で必要不可欠な課題となってくるものと考ええる。

〔注〕

- (1) 美川圭「中世成立期の京都」(『日本史研究』476, 2002年), 川嶋将生「洛中洛外」と応仁の乱後の京都」(『中世京都文化の周縁』思文閣出版, 1992年, 初出1983年) など。
- (2) 『中右記』嘉承3年(1108)4月2日条。
- (3) 『明月記』正治元年(1199)12月24日条, 『正治元年経房卿堂供養記』(国立歴史民俗博物館所蔵, H-63-88, 『大日本史料』4-補1(406頁)に翻刻がある)。
- (4) 『中右記』天仁元年(1108)10月3日条, 『兵範記』仁安元年(1166)10月16日条, 同3年10月12日条。
- (5) 『京都市の地名』(平凡社, 1979年), 『角川日本地名大辞典 京都府』(角川書店, 1982年) など。なお, 古代の錦織郷は鴨東だけではなく鴨川の西岸にも広がっていたことが確認できる。『類聚三代格』巻8, 寛平8年(896)4月13日付太政官符。
- (6) 『年中行事秘抄』四月中子日吉田祭事裏書(尊経閣文庫所蔵, 延応元年(1239)書写)。
- (7) 『吉記』養和元年(1181)9月22日条。
- (8) 『宝寿院文庫目録』5(『大日本史料』6-23, 450頁)に「建長六年(1254)〈甲寅〉三月二日, 於洛陽之北白河吉田書写云々」とみえる。なお, 〈 〉は割書を示すものとする。
- (9) 『本朝世紀』仁平元年(1151)6月13日条, 『百練抄』同日条。
- (10) 『兵範記』仁平2年(1152)8月28日条, 久寿元年(1154)10月21日条, 『百練抄』同日条。
- (11) 『兵範記』久寿2年(1155)12月16日・17日条, 『台記』12月17日条, 『百練抄』12月16日条。
- (12) 近衛家領荘園の成立過程については, 川端新「摂関家領荘園群の形成と伝領—近衛家領の成立—」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版, 2001年, 初出1994年)に詳しい。
- (13) 『明月記』嘉祿3年(1227)9月20日条, 『岡屋関白記』寛元4年(1246)4月25日条, 建長3年(1251)8月7日条, 『勘仲記』弘安10年(1287)4月15日条。
- (14) 『兵範記』久寿2年(1155)12月17日条。
- (15) 『兵範記』久寿2年(1155)5月20日条, 同年6月8日条。
- (16) 『山槐記』元暦元年(1183)8月14日条, 『平家物語』巻1, 二代后, 巻4, 源氏揃。
- (17) 『山槐記』治承4年(1180)5月22日条, 『平家物語』巻4, 源氏揃。
- (18) 『朝日百科 国宝と歴史の旅 8 塔』(朝日新聞社, 2000年)の巻末の付図(富島義幸作成)を参照。
- (19) 京都大学総合博物館所蔵(日本史研究室旧蔵, 標本乙4-37, 縦175.8cm×横265.0cm)。この図は田畠一筆ごとに小字名・地番・年貢納入先・面積・名請人を記載する彩色の絵図であるが, 東南の吉田社社地地に「吉田淡路守殿」の屋地がみいだせ, 該当する人物としては吉田兼成(1678-1746, 淡路守在任1712-32)と良久(1747-1820, 淡路守在任1770-1814)の2名が考えられること(『系図纂要』15), 宝永(1704-11)から元文(1736-41)にかけて存在した神楽岡東照宮(『神業類要』上, 神楽岡東照宮事)が描かれていないこと, 年貢納入先には御料・松室納・羽倉納・赤塚納・北小路納と何も記載のない土地(=吉田社領)があるが, 吉田村の知行主がこの6者に固定するのが18世紀前葉であることなどから, 成立時期を18世紀後葉から19世紀初頭におくのが適当と考える。
- (20) 『吉田文書』82(國學院大学図書館所蔵)。横山晴夫「室町期の吉田社領について—吉田文書を中心に—」(『國學院雑誌』62-9, 1961年)参照。國學院大学図書館所蔵の『吉田文書』は, 東京大学史料編纂所架蔵影写本『吉田文書』(吉田良兼所蔵)の原本である。なお, 『門葉記』巻173, 山務1, 西山宮には「自尊勝寺東至歆喜光院前〈袋辻〉」とあり, 袋図師名は袋辻に由来する名称だろう。

- (21) 『門葉記』巻134, 法興院, 『本朝文粹』巻5, 為関白内大臣請以積善寺為御願寺状。
- (22) 『小右記』永祚元年(989)9月26日条。
- (23) 『日本紀略』貞元2年(977)4月22日条, 『天台座主記』権律師良源。兼家と良源の関係については平林盛得『良源』(吉川弘文館, 1976年)参照。『今昔物語集』12-9, 比叡山行舎利会語が, 「山ノ座主慈恵大僧正(良源), 此ノ会ヲ母ニ礼マセムガ為ニ, 〇〇年ノ〇月〇〇日, 舎利ヲ下シ奉テ, 吉田ト云フ所ニテ此ノ会ヲ行フ, (中略)其ノ後, 山ノ座主〇〇, 此ノ舎利会ヲ京中ノ上中下ノ女ノ礼マセ不給ヌ事, 極テ口惜キ事也トテ, 先ズ舎利ヲ法興院ニ下シ奉」ったと記す点も, 吉田寺と法興院との関係を示唆するといえよう。
- (24) 『日本紀略』寛和2年(986)12月17日条。岡田莊司「二十二社の成立と公祭祀」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会, 1994年, 初出1992年)。
- (25) 福山敏男「白河院と法勝寺」(『寺院建築の研究』下, 中央公論美術出版, 1983年)。
- (26) 『中右記』康和5年(1103)3月11日条, 『寺門高僧記』4, 増誉大僧正法務。
- (27) 『兵範記』保元3年(1158)10月20日条, 仁安2年(1167)4月26日条。なお, 増誉を聖護院初代院主とするのが通説であるが, 酒井彰子は聖護院を覚忠による創始であると指摘する。酒井彰子「中世園城寺の門跡と熊野三山検校職の相承—常住院から聖護院へ—」(『文化史学』48, 1992年)。また, 覚助法親王が聖護院へ入室する際に, 「中御門東行, 朱雀北行, 近衛東行, 入御聖護院」したことからは(『経後卿記』弘長2年(1262)10月6日条), 聖護院の敷地が中御門大路末から近衛大路末にかけて広がっていた可能性もある。
- (28) 『玉葉』治承元年(1177)10月16日条。
- (29) 『山槐記』治承3年(1179)6月19日条, 『薩戒記』応永33年(1426)7月14日条。
- (30) 『玉葉』承安3年(1173)8月16日条, 『山槐記』治承3年(1179)6月19日条。
- (31) 関口力「中関白家と熊野—隆家と増誉を中心として—」(『國學院雑誌』80-10, 1979年)。
- (32) 『民経記』嘉禄2年(1226)7月22日条など。
- (33) 『民経記』文永2年(1265)2月15日条, 『勘仲記』弘安4年(1281)4月15日条, 同6年7月4日条など。高群逸江(栗原弘校訂)『平安鎌倉室町家族の研究』(国書刊行会, 1985年)参照。
- (34) 『台記』仁平元年(1151)2月21日条, 『明月記』建久9年(1198)2月21日条, 嘉禄3年(1227)10月11日条, 寛喜2年(1230)7月11日条。京都大学吉田南構内AR24区では, 12世紀中葉に遡ると目される九州型の経筒が出土しており(本年報第3章), 源季兼が久安5年(1149)まで豊後守だったことを想起すると, 季兼との関連で捉えうるかもしれない。なお, 豊後守時代の源季兼については, 新川登亀男「豊後守源季兼論」(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』1981年)に詳しい。
- (35) 当時の政治動向については元木泰雄『藤原忠実』(吉川弘文館, 2000年)など参照。
- (36) 吉田野という表記は『十三代要略』康保元年(964)4月29日条, 『中右記』寛治6年(1092)7月1日条など散見するが, 『梁塵秘抄』所収の今様など時期を特定しにくいものを除くと, 『金剛峯楼閣一切瑜祇経』奥書(『大日本史料』3-21, 143頁)に「久寿二年(1155)四月二日, 於僧都御房吉田野御房奉受了」とあるのが, 管見の限り最も時期の下る史料である。
- (37) 『岡屋関白記』建長3年(1251)7月19日条。13世紀後葉から14世紀初頭にかけて龜山院や後宇多院がしばしば臨幸したことに鑑みると(『実躬公記』乾元元年(1302)7月13日条など), 吉田泉亭は後嵯峨院から大覚寺統へ継承されたようである。
- (38) 北白河殿の位置は判然としないが, 北白河院が「又東折到河原北行, 自鷹司末東行, 過天満宮前, 到北白河〇〇」ったことや(『諸院宮御移徙部類記』所引「平戸記」寛喜2年(1230)8月21日条), 安嘉門院が持明院殿へ遷御する際の記事に「北白河殿惣門西行, 河原南行, 一条〇」と

- あることから（『経俊卿記』嘉禎3年（1237）12月26日条）、一条大路末より北に存在したことが判明する。なお、14世紀前葉には「律院」となっていたようである。『花園天皇宸記』元亨3年（1323）10月14日条。
- (39) 「御遺言条々」（『勸修寺文書』京都大学総合博物館所蔵）所引。以下「御遺言条々」引載の文書は文書名のみを記す。「御遺言条々」に関しては、中村直勝「勸修寺家領に就いて」（『荘園の研究（著作集第4巻）』淡交社、1978年、初出1941年）参照。
- (40) 『吉記』治承5年（1181）3月2日条、養和2年（1182）2月11日条など。経房の本邸は京中の勘解由小路亭であり、吉田亭は別邸にすぎなかった点にも注意したい。
- (41) 『吉記』建久3年（1192）7月27日条。経房が式子内親王を後見したことは、『玉葉』同年5月1日条から確認できる。
- (42) 『明月記』正治元年（1199）12月24日条、『正治元年経房卿堂供養記』。
- (43) 『明月記』元久2年（1205）6月8日条。
- (44) 『実躬卿記』弘安10年（1287）6月9日条。為経が浄蓮花院に埋葬されたことは、『経俊卿記』建長8年（1256）6月9日条からわかる。高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」—勸修寺流藤原氏を例として—」（『日本中世の家と親族』吉川弘文館、1996年）参照。
- (45) 『勘仲記』建治3年（1277）正月1日条。高群逸江前掲（33）書参照。
- (46) 『勘仲記』弘安2年（1279）8月1日条。同4年8月4日条でも亀山院は歓喜光院で密々に見物をしている。
- (47) 『尊卑分脈』。出家後の経藤は浄蓮花院の末寺であった西郊太秦の示観院に居住した。『実躬卿記』永仁2年（1294）2月25日条、『宣胤卿記』文龜元年（1501）10月18日条、「永正8年（1511）8月13日付足利義澄奉行人奉書」（『吉田文書』109（『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』（以下『奉書』と略す）3959））。なお、史料大成本『宣胤卿記』などは「楽観院」とするが、内閣文庫本は「示イ」と傍書し、文書類でも「楽」の異体字とみるよりも「示」の方が相応しく、高橋秀樹前掲（44）論文に倣い「示観院」が正しいと判断する。
- (48) 『部類抄』元応3年（1321）正月1日条（『山城名勝誌』巻13、吉田内府第所引）、『公卿補任』元徳2年（1330）、『親長卿記』文明9年（1477）2月14日条。
- (49) 『太平記』巻31、剣璽無うして御即位例無き事。康永3年（1344）には仙洞評定で故定房の遺跡のことが問題となっており、その中で定房の弟にあたる清閑寺資房の主張が先朝に棄捐せられていたことが判明し、遺跡は定房の子、守房の動向にしたがって処置すべきことが定められている。『園太暦』康永3年閏2月1日条。
- (50) 「勸修寺経興寄進状」（『思文閣古書資料目録』129号、『大日本史料』7-27、157頁に翻刻がある）。
- (51) 『宣胤卿記』永正元年（1504）8月24日条。宣胤が神龍院の南の知行地について吉田兼俱と争っていること（『宣胤卿記』文明13年（1481）7月10日条）もこれに関連しよう。
- (52) 資経と経兼（経賢と改名）は六条坊門堀河の地について相論を起こしており（『平戸記』仁治元年（1240）閏10月8日条）、経賢が資経に先だち死去したことをも考え合わせると、園領は資経に没収されたと理解するのがよからう。角家地については判然としないものの、資経が没収した可能性も十分に考えられる。
- (53) 室町期の浄蓮花院の様相については高橋秀樹前掲（44）論文に詳しく、本稿もそれに依拠するところが大きい。
- (54) 『建内記』永享11年（1439）6月26日条。
- (55) 『建内記』嘉吉3年（1443）6月2日条。

- (56) 『建内記』嘉吉3年(1443)3月22日条。
- (57) 『親長卿記』文明12年(1480)7月12日条、『実隆公記』明応元年(1492)10月11日条,同5年7月17日条,『二水記』大永8年(1528)7月4日条。
- (58) 『宣胤卿記』永正14年(1517)7月12日条。
- (59) 宣房と同時期に千種忠顕が出家しており,両者の出家について佐藤進一は,「新政批判の空気のみなぎる中で,詰腹を切らざるをえない形になったからではなかろうか」と推測する。佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中央公論社,1974年)。
- (60) 伊藤喜良「応永初期における王朝勢力の動向—伝奏を中心として—」(『日本中世の王権と権威』思文閣出版,1993年,初出1973年)。
- (61) 「坊城経俊処分状」。
- (62) 『園太暦』貞和4年(1348)4月19日条,『建内記』正長元年(1428)3月23日条。
- (63) 『建内記』永享11年(1439)6月26日条。
- (64) 『建内記』嘉吉3年(1443)3月22日条。
- (65) 「貞和4年(1348)8月1日付足利直義御判御教書」(下郷共済会所蔵『浄蓮華院及永明院関係文書』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)),『建内記』嘉吉元年(1441)6月1日条。
- (66) 『園太暦』観応元年(1350)12月10日条。
- (67) 『大理秘記』乾元2年(1303)正月29日条。
- (68) 『日吉社室町殿御社参記』,「応永元年(1394)12月25日付足利義満御判御教書案」(『吉田文書』115)。
- (69) 「沙弥正宗寄進状」(国立歴史民俗博物館所蔵『浄蓮華院文書』, H-1083, 佐藤進一「浄蓮華院文書」(『年報中世史研究』1, 1976年)に翻刻がある)。
- (70) 「文和4年(1355)4月3日付勸修寺経頭書状」(『浄蓮華院及永明院関係文書』)。なお,『兼見卿記』天正6年(1578)7月14日条では「御館畠之地子自白川持来」とあり,「御館畠」を北白川郷地下人が耕作し,地子を吉田社へ納めていたことがわかる。
- (71) 『建内記』嘉吉元年(1441)11月27日~29日条など。相田二郎「京都七口の関所」(『中世の関所』畝傍書房,1943年,初出1931年),奥野高廣『皇室御経済史の研究』(畝傍書房,1942年,387~395頁)参照。
- (72) 『本朝世紀』久安3年(1147)7月15日条。なお,ここからもうかがえるように今路は山間路を指し,平地部の白川道とは本来異なるものであったと思われるが,織田信長が上洛するにあたって白川道を整備した際の記事に,「但今道者,至北白川西口自上京造之也,為十郷山中路可造之由村民申付也」とあることから,この段階では吉田地域の部分も今路と呼称した可能性がある。『兼見卿記』天正3年(1575)2月15日条~3月3日条。
- (73) 法勝寺の東や神楽岡の東には花園と呼ばれる地域が存在した。『明月記』建保元年(1213)6月28日条,「明応5年(1496)11月26日付室町幕府奉行人奉書」(『奉書』2047)。志賀山越については上條彰次「「志賀の山越え」考」(『中世和歌文学論叢』和泉書院,1993年,初出1968年)など参照。
- (74) 『百鍊抄』仁治2年(1241)2月11日条。なお,兵庫頭重房の詳細は不明であるが,『尊卑分脈』では清和源氏として現れ,建保6年(1218)に後鳥羽院が金銅薬師像を神護寺金堂に送った際の記事(『神護寺文書』9(『大日本史料』4-14,706頁))にみえる「奉行兵庫頭重房」と同一人物だろう。
- (75) 『民経記』仁治3年(1242)正月4日条,『故一品記』寛元元年(1243)10月19日条(『大日本史料』5-17,83頁),『平戸記』寛元3年正月12日条,『門葉記』巻173,山務1,西山宮。

- (76) 13世紀後葉においても、法勝寺への幸路にあたる大炊御門大路末には橋がなく、御幸に際して浮橋が整備されており（『勘仲記』弘安9年（1286）7月7日条）、また、浮橋は用が済むと壊されるのが本来的であったらしい（『中右記』永長2年（1097）4月2日条）。中世における鴨川の橋については、細川涼一「四条・五条橋の橋勧進と一条戻橋の橋寺」（門脇禎二・朝尾直弘編『京の鴨川と橋—その歴史と生活』思文閣出版、2001年）など参照。
- (77) 宗源が延暦寺僧であることは、『猪熊関白記』承元3年（1209）5月19日条、『葉黄記』宝治2年（1248）5月2日条からわかる。辻博之は、山門は今路を新造することで、坂本を中心とした荘園制的な物資輸送ルートを管下におこうとしたと指摘する。辻博之「中世における近江坂本の発展と都市景観」（『ヒストリア』88、1980年）。
- (78) 吉田神道の成立過程については、久保田収「吉田神道の成立」（『中世神道の研究』神道史学会、1959年）、萩原龍夫「吉田神道の発展と祭祀組織」（『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館、1962年）、岡田莊司「日本書紀神代巻抄 解題」（吉田神社編『日本書紀神代巻抄（吉田叢書第5巻）』続群書類従完成会、1984年）など参照。
- (79) 「永徳4年（1384）2月24日付足利義満寄進状」（『吉田文書』4）など。
- (80) 「応永3年（1396）12月18日付足利義満御判御教書案」（『東寺百合文書』ゐ60）。
- (81) 『権記』長保3年（1001）6月20日条、『百練抄』延久5年（1073）7月25日条。
- (82) 『兼敦朝臣記』応永8年（1401）3月3日条。
- (83) 『兼敦朝臣記』応永10年（1403）3月2日条。
- (84) 『後深心院関白記』応安7年（1374）6月27日条、7月24日条、『後愚昧記』永和元年（1375）吉田兼熙改戸文書、永徳3年（1383）正月3日条、『公卿補任』至徳3年（1386）。
- (85) 『統史愚抄』応仁2年（1468）7月4日条など。8月には聖護院も焼失しており（『後法興院記』同年8月6日条）、吉田地域は灰燼に帰したとみてよい。
- (86) 『松岡叢書』（京都大学附属図書館所蔵、1-03-マー1）所収。
- (87) 福山敏男は、大字二本松が土御門大路末よりも北に位置することから、「永徳四年寄進状と江戸時代の社伝を記した地誌との両者の顔を立てようとする試案」として、「江戸時代地誌の推定位置を一町南にずらすことで妥協」させ、京都大学教養部構内（現吉田南構内）南半に応仁以前の吉田社の主要社殿があったとする。福山敏男「鶴岡八幡宮と吉田神社」（『神社建築の研究』中央公論美術出版、1984年、初出1977年、279頁）。室町期の土御門大路末がどれほど残存していたかについても考慮する必要がある。
- (88) 『後法興院記』長享元年（1487）8月13日条、『親長卿記』明応2年（1493）2月16日条。福山敏男前掲（87）論文。
- (89) 『実隆公記』文明16年（1484）10月26日条。なお、吉田神社社務所編『吉田神社志』（1913年）は、『官幣中社吉田神社明細図書』を引き再建を天文3年（1534）と述べる。典拠などについてはなお検討を要するものの、『宣胤卿記』永正3年（1506）正月4日条でも「参詣斎場所、く自一昨夕神事也、く先奉拝吉田大明神、く乱来神体斎場所内、奉安置太元宮」とあって、この時点でも再建されていなかった可能性は高く、『吉田神社志』の説を完全に無視することできない。
- (90) 「文明8年（1476）11月1日付藤氏一門言上状案」（『吉田文書』72）、『宣胤卿記』文明13年2月29日条、『後法興院記』同16年11月18日条など。
- (91) 『兼頭卿記』文明10年（1478）3月19日条（『大日本史料』8-11、123頁）、『晴富宿祢記』同年3月29日条。
- (92) 「文明9年（1477）11月22日付室町幕府奉行人奉書」（『吉田文書』8（『奉書』1074））、『兼右卿記』天文2年（1533）11月24日条（『奉書』1075）、「文明10年10月6日付後土御門天皇綸旨」

- (『吉田文書』24)。なお8月の奉行人奉書は「近郷所々十一郷」宛にだされており、これは後の東山十郷に相当するものであろう。東山十郷に関しては田中克行「村の「半済」と戦乱・徳政一揆」(『史学雑誌』102-6, 1993年)参照。
- (93) 『兼致朝臣記』文明10年(1478)3月7日条。
- (94) 『二水記』大永5年(1525)3月19日条。吉田構については、浜崎一志「浄蓮華院と吉田構—応仁の乱後の吉田の復元的考察—」(京都大学埋蔵文化財研究センター編『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和56年度』1983年)に詳しい。
- (95) 仁木宏『空間・公・共同体』(青木書店, 1997年)など参照。
- (96) 『宣胤卿記』文亀元年(1501)10月10日・17日条。
- (97) 「文亀2年(1502)9月8日付室町幕府奉行人奉書」(『吉田文書』61・62(『奉書』2281・2282))。
- (98) 『宣胤卿記』文亀2年(1502)3月6日条, 永正元年(1504)閏3月11日条, 『実隆公記』同年閏3月9日・11日条。
- (99) 「永正2年(1505)12月29日付室町幕府奉行人奉書」(『吉田文書』71・85(『奉書』2417・2415)), 『実隆公記』永正3年5月2日～4日条, 『宣胤卿記』同5年9月15日・19日条。
- (100) 「応永元年(1394)12月25日付足利義満御判御教書案」(『吉田文書』115), 「永正17年(1520)11月2日付室町幕府奉行人奉書」(『吉田文書』81(『奉書』3032))など。なお, 「永正8年(1511)8月13日付足利義澄奉行人奉書」(『吉田文書』109(『奉書』3959))では, 浄蓮花院領の返付が規定されているが, これが義澄死去の前日にだされたことや, 当時の政治状況を考えると, どれほどの実効性を持っていたかは甚だ疑問である。
- (101) 『兼右卿記』天文2年(1533)9月16日条(『奉書』3224), 「天文2年12月30日付室町幕府奉行人奉書」(『吉田文書』78～80(『奉書』3255～57))。
- (102) 『宣胤卿記』文明12年(1480)10月10日条。
- (103) 『後法興院記』応仁元年(1467)9月23日条, 『実隆公記』文明8年(1476)3月28日条, 『親長卿記』同3年(1471)5月4日条。
- (104) 「文明11年(1479)2月日付吉田社雑掌□□〔貞継カ〕言上状案」(『吉田文書』82)。
- (105) 『元長卿記』永正17年(1520)5月4日条, 『二水記』同日条, 享禄4年(1531)2月21日条など。

[付記] 本稿は科学研究費補助金(若手研究B「古代・中世移行期における宮廷儀礼の変容と平安京出土土器に関する総合的研究」)による成果の一部である。